

琴平町の給与・定員管理等について(令和3年度版)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の 人件費率
令和 2年度	人 8,814	千円 5,761,069	千円 115,213	千円 1,066,412	% 18.51	% 15.87

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

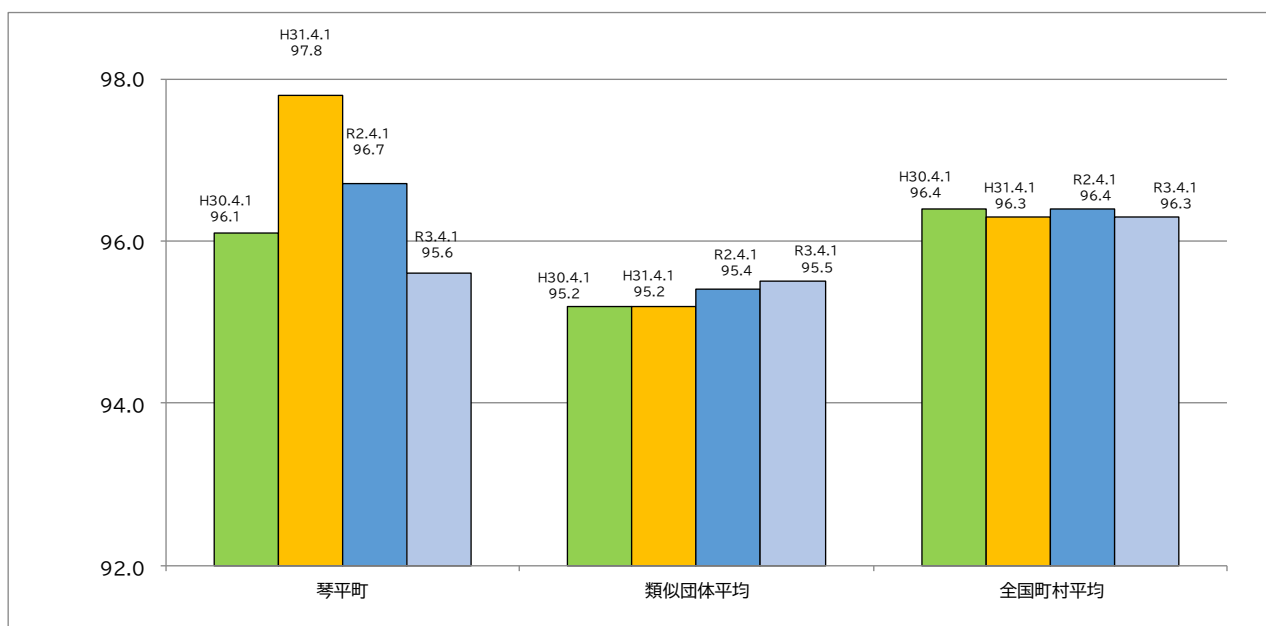
区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人 当たり給与
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 2年度	人 111	千円 366,382	千円 56,789	千円 144,632	千円 567,803	千円 5,115	千円 5,433

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレズ指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

給料表の見直し

[**実施**] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
琴平町	42.8 歳	303,000 円	352,334 円	327,193 円
香川県	43.3 歳	325,600 円	356,069 円	347,777 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	41.7 歳	298,866 円	347,066 円	324,788 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
琴平町	49.7 歳	9 人	270,700 円	305,833 円	280,211 円	—	—	—	—
うち清掃職員	49.6 歳	6 人	279,100 円	323,872 円	291,329 円	廃棄物処理業従業員	46.6 歳	304,600 円	1.06
うち用務員	54.0 歳	1 人	*	*	*	用務員	50.3 歳	235,200 円	*
その他	46.3 歳	1 人	*	*	*	飲食物調理従事者	42.2 歳	251,100 円	*
香川県	53.6 歳	10 人	324,023 円	328,355 円	328,355 円				
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	—	328,603 円				
類似団体	50.0 歳	4 人	270,035 円	296,687 円	281,129 円				

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D —
琴 平 町	4,354,700 円	—	—

うち清掃職員	4,589,600円	4,236,800円	1.08
うち用務員	*	*	*
その他	*	*	*

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成30年～令和2年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
琴平町	35.8歳	248,360円	276,940円
香川県	42.3歳	350,930円	377,604円
類似団体	40.0歳	288,002円	316,760円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分		琴平町	香川県	国
一般行政職	大学卒	188,700円	188,700円	182,200円
	高校卒	154,900円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	150,600円	143,800円	—
	中学卒	—	136,100円	—
教育職	大学卒	—	210,800円	—
	短大卒	168,900円	—	—
	高校卒	—	166,100円	—

(注) 国の一般行政職の初任給は、Ⅱ種・Ⅲ種採用者のものである。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	228,700円	300,000円	356,700円	381,600円
	高校卒	*	—	—	*
技能労務職	高校卒	*	—	—	—
	中学卒	—	—	*	—

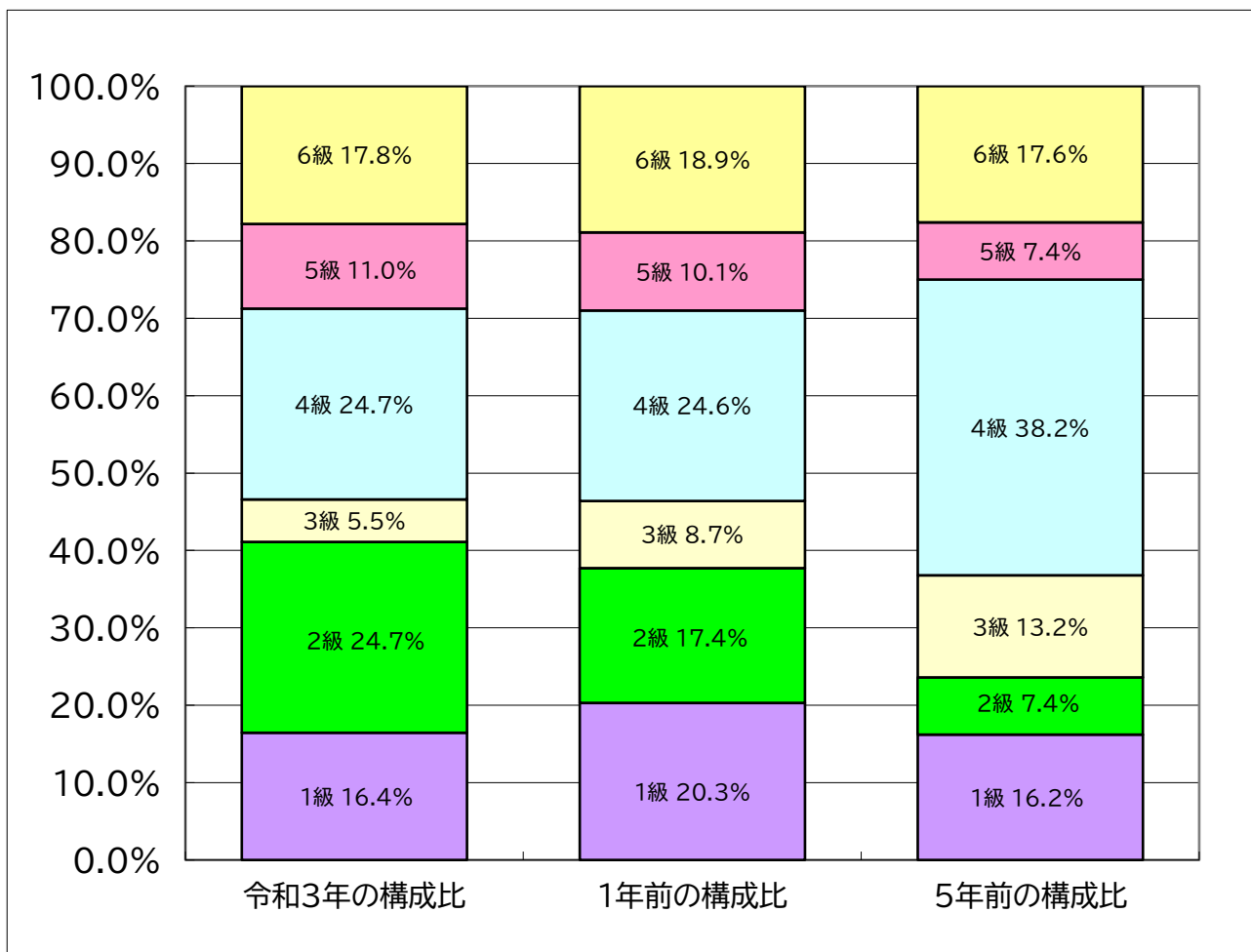
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和3年4月1日現在)

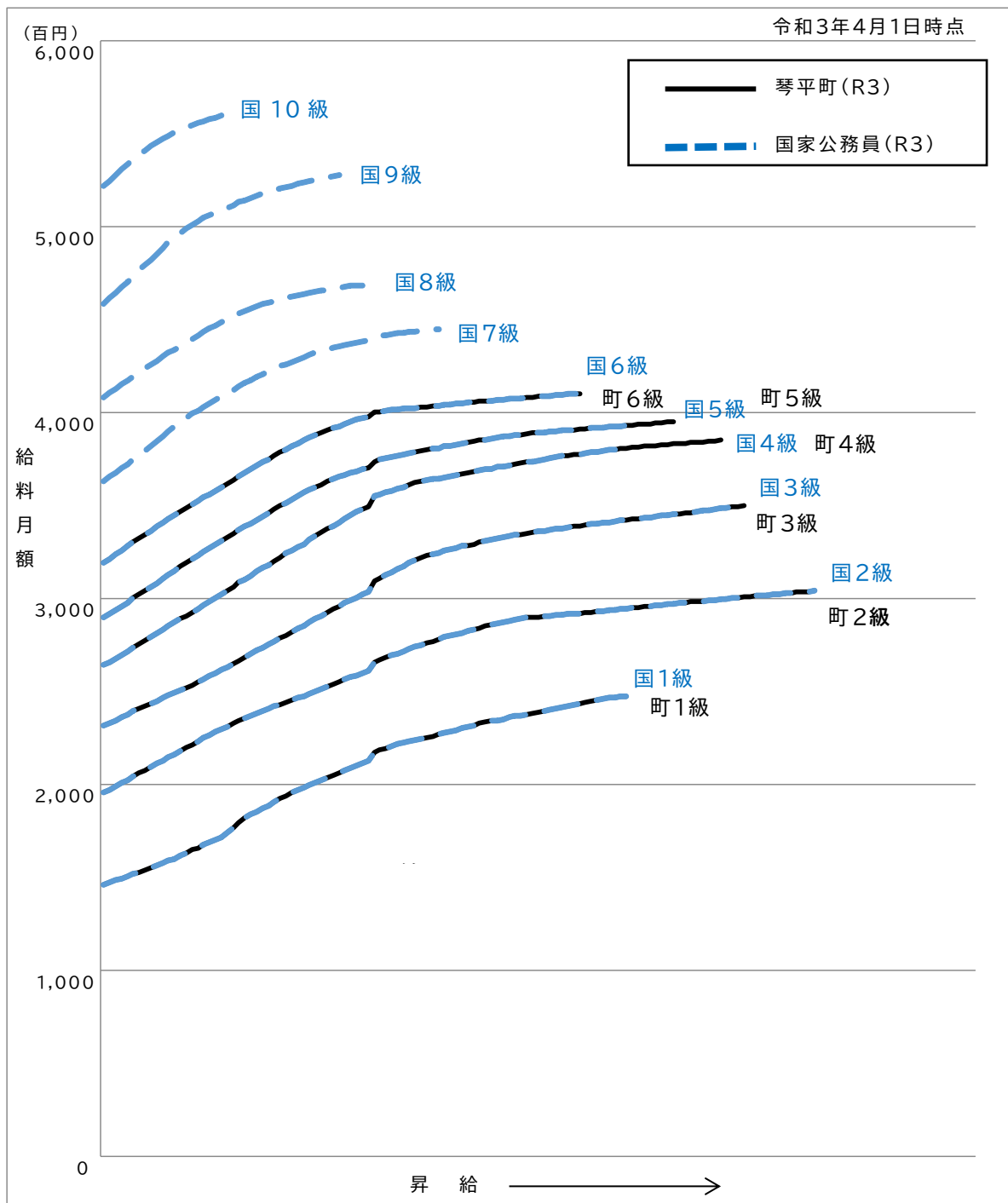
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	12人	16.4%	146,100円	247,600円
2級	主事・技師	18人	24.7%	195,500円	304,200円
3級	主任主事・主任技師	4人	5.5%	231,500円	350,000円
4級	主任・主査・主任技師	18人	24.7%	264,200円	385,000円
5級	課長補佐・局長補佐	8人	11.0%	289,700円	395,000円
6級	課長・室長・所長・局長・主幹	13人	17.8%	319,200円	410,200円

(注) 1 琴平町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和3年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(琴平町)

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

琴平町	香川県	国
1人当たり平均支給額 (令和2年度) 1,303千円	1人当たり平均支給額 (令和2年度) 1,719千円	-
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.9月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.9月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.9月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5~15%	・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(琴平町)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

琴 平 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	*	*			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)			981千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			*
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
高松市	3.2%	*	6%
東京都特別区	20%	*	20%

(4) 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		2,148千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		153,429円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		12.6%		
手当の種類(手当数)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業従事手当	全職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは感染症菌の附着若しくは附着の危険がある物件の処理作業	0円	日額 1,000円
行旅死亡人処理従事手当	全職員	行旅死亡人処理作業	0円	1件 3,000円
マイクロバス運転従事手当	全職員	マイクロバス運転業務	0円	日額 1,000円
清掃業務従事手当	技能労務職	ごみ収集業務	1,939千円	日額 1,000円 月額 2,400円
火葬従事手当	技能労務職	火葬業務	0円	日額 4,000円
犬・ねこ等死体収集作業従事手当	技能労務職	犬・ねこ等死体収集作業	41千円	1件 300円
町税事務従事手当	税務職	町税の徴収に関する事務	168千円	月額 2,000円

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	28,973千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	279千円
支給実績(令和元年度決算)	22,156千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	214千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び主な支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給額 (令和2年度決算)
扶養手当	【配偶者】 6,500円 【子】 10,000円 【父母等】 6,500円 【特定期間の加算】 5,000円 ※配偶者なしの場合 加算なし	同	-	9,970千円	255,641円
住居手当	【借家・借間居住者】 最高支給限度額27,000円	異	【借家・借間居住者】 最高支給限度額28,000円	5,970千円	351,176円
通勤手当	【交通機関利用者】 運賃相当額 【交通用具利用者】 2km～5km 2,700円 5km～10km 5,500円 10km～15km 8,300円 15km～20km 11,100円 20km～25km 13,900円 25km～30km 16,700円 30km～35km 19,500円 35km～40km 22,300円 40km以上～ 25,100円～	異	【交通用具利用者】 2km～5km 2,000円 5km～10km 4,200円 10km～15km 7,100円 15km～20km 10,000円 20km～25km 12,900円 25km～30km 15,800円 30km～35km 18,700円 35km～40km 21,600円 40km以上～ 24,400円～	4,576千円	80,281円
管理職手当	【課長】 43,000円 【課長補佐】 29,000円	-	-	10,463千円	475,591円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円	同	-	3,069千円	82,946円

5 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給 料	町長	600,000 円 (750,000 円)	(参考)類似団体における最高・最低額	
	副町長	576,000 円	850,000 円／306,000 円 710,000 円／490,000 円	
報 酬	議長 副議長 議員	329,000 円 286,000 円 270,000 円	356,000 円／205,000 円 320,000 円／175,000 円 300,000 円／155,000 円	
期 末 手 当	町長 副町長	(令和 2 年度支給割合) 3.3 月分		
	議長 副議長 議員	(令和 2 年度支給割合) 3.3 月分		
退 職 手 当	町長 副町長	(算定方式) 75万×在職月数×0.365 57.6万×在職月数×0.22	(1期の手当額) 13,140千円 6,083千円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備考			

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

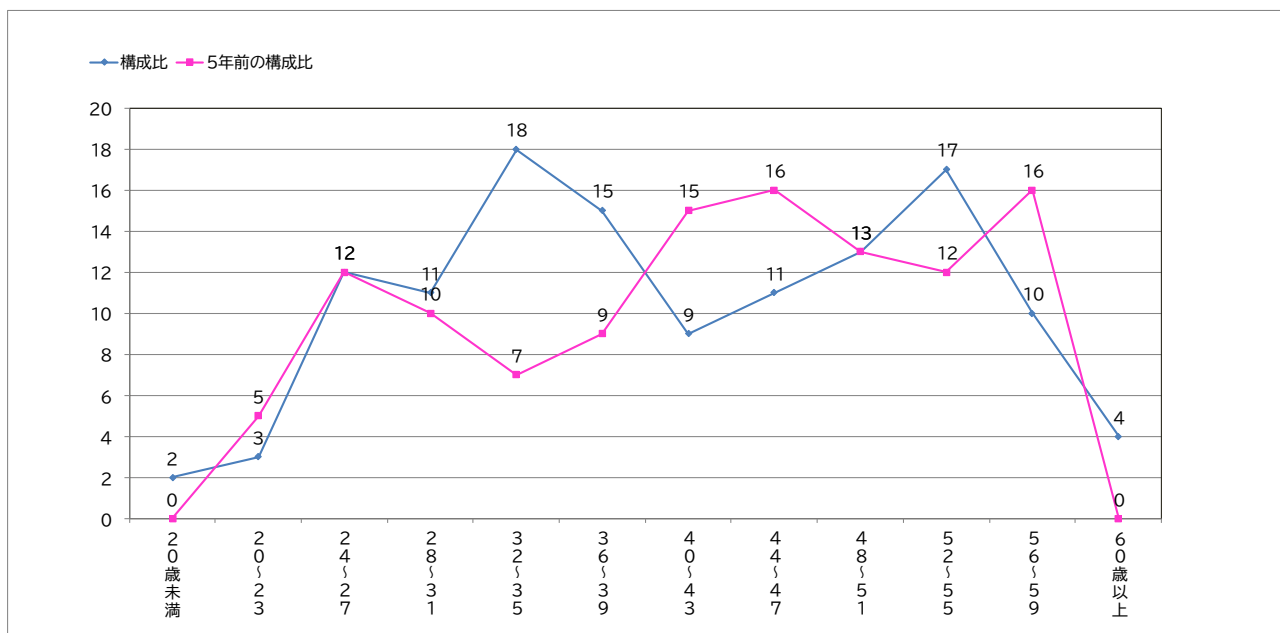
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和3年	令和2年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2		
		総務 企 画	28	25	3	人員増
		税 務 生	7	7		
		民 衛 生	22	24	△2	欠員不補充
		労 働 産	21	19	2	業務増
農 林 水 産		6	6			
商 工 業	商 工	5	6	△1	人事異動	
	土 木	6	5	1	業務増	
	計	97	94	3	<参考> 人口1万当たり職員数 110.05人 (類似団体の1万当たり職員数 115.14人)	
	教育部門	14	17	△3	欠員不補充	
	消防部門	-	-	-		
	小計	111	111		<参考> 人口1万当たり職員数 125.93人 (類似団体の1万当たり職員数 137.25人)	
公営企業等	水道	水 道	6	6		
		下 水	1	1		
	その他	7	6	1	欠員補充	
	小計	14	13	1		
合計			125 [135]	122 [135]	1 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 141.82人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	29歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 2	人 3	人 12	人 11	人 18	人 15	人 9	人 11	人 13	人 17	人 10	人 4	人 125

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	28年	29年	30年	元年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)
	一般行政	81	83	85	91	94	97	
教育	18	18	19	18	17	14	△4(△22.2%)	
消防	—	—	—	—	—	—	—	
普通会計計	99	101	104	109	111	111	12(12.1%)	
公営企業等会計計	16	17	16	13	13	14	△2(△12.5%)	
総合計	116	118	120	122	124	125	9(7.8%)	

(注)各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

従来、本町においては公営企業において水道事業を実施していましたが、平成 30 年4月1日より、本町を含む香川県内の市町の水道事業が香川県広域水道事業団へ統合されたことに伴い廃止されました。